

JGAP

ジェイギャップ

(Japan Good Agricultural Practice)

総合規則 【家畜・畜産物】 2017

パブリックコメント版

2017年XX月XX日 発効

目 次

章	内容	頁
	はじめに	2
1.	適用範囲	3
2.	引用文書	4
3.	用語の定義と説明	4
4.	JGAP における機能分担	7
5.	JGAP に関する文書の開発と文書管理	8
6.	JGAP 審査・認証の範囲	9
7.	JGAP 審査・認証の基本	10
8.	JGAP 審査・認証の流れと認証後の管理	14
9.	JGAP 認証保有者の権利と義務及び認証取消し	19
10.	JGAP の認証に関する表示	20
11.	JGAP 審査員	24
12.	JGAP 内部監査員及び JGAP 指導員	28
13.	認定機関及び審査・認証機関	30
14.	JGAP の研修及び JGAP 研修機関の承認	31
15.	JGAP と他のスキームとの差分に関する文書を利用した JGAP 認証	32
16.	JGAP と他の GAP との同等性認証	32
17.	苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの改善	33
	改定履歴	

はじめに

JGAP の開発及び運営は一般財団法人日本 GAP 協会（以下、日本 GAP 協会）が行っている。日本 GAP 協会は、JGAP を公平公正に開発及び運営し、透明性の高い情報公開を行う。日本 GAP 協会は、下記の理念に基づく JGAP の開発と運営を通して、日本の農業及び食品関連産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

JGAP の理念

JGAP は人間と地球と利潤の間に矛盾のない農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指します。

日本及び東アジア・東南アジアの農場に向けて、安全な農畜産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と人権の尊重、適切な販売管理を実現するための手法として JGAP は開発されました。JGAP が農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

JGAP とは日本の生産環境と法令を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であり、農業生産者と農畜産物の買手側の両者が協力して開発するべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、かつ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要があります。

JGAP は農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は審査・認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農畜産物販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものです。

農畜産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することが JGAP の目指す最終的な目標です。

1. 適用範囲

1.1 一般

本規則は、JGAPの運営全般について規定する。JGAPの運営主体である日本GAP協会をはじめ、農場・団体、審査・認証機関、認定機関、研修機関等、本規則に規定される関係者は、本規則に従って活動することが要求される。なお、日本GAP協会の運営管理システムについては、別途「日本GAP協会 品質マニュアル」にて、組織体制、資源管理、文書管理、業務プロセス管理、内部監査、経営者による見直し（スキームの見直しを含む）等について規定する。

1.2 適用する範囲

(1) JGAPスキームでは【農産物】と【家畜・畜産物】について取り扱う。（詳細は本規則 6.2 審査・認証の対象となる商品 参照）

現時点においては、暫定的に【農産物】と【家畜・畜産物】はそれぞれ別の総合規則として規定する。本規則は【家畜・畜産物】の総合規則として規定しているが、将来の一体化に向けて【農産物】と共通化を図っている箇所もある。また、現時点において【家畜・畜産物】の団体認証は整備途中であり、すぐに実施することはできないが、将来の制定に向けて暫定的に規定した。

2. 引用文書

- (1) ISO/IEC 17067:2013 (Conformity assessment-Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes)
(邦訳：製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針)
- (2) ISO/IEC 17011:2004 (Conformity assessment-General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies)
(邦訳：適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項)
- (3) ISO/IEC 17065:2012 (Conformity assessment-Requirements for bodies certifying products, processes and services)
(邦訳：適合性評価 - 製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)
- (4) ISO 19011:2011 (Guidelines for auditing management systems)
(邦訳：マネジメントシステム監査のための指針)
- (5) IAF Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling Issue 1, version 3 (IAF MD1:2007)
(邦訳：サンプリングに基づく複数サイトの認証のための IAF 文書)

3. 用語の定義と説明

3.1 農産物と家畜・畜産物共通の用語

(1) GAP

Good Agricultural Practice の略称のことで、農産物の生産工程で生産者が守るべき管理基準とその実践のことである。「良い農業のやり方」、「適正農業規範」、「農業生産工程管理手法」などと訳されている。国連食糧農業機関（FAO）では、「GAP とは、農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取り組みであり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農畜産物をもたらすものである。」と定義されている。

(2) JGAP

日本 GAP 協会により開発された GAP のスキームの一つで、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉の視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたもの。なお、JGAP は製品認証スキームであり、開発に当たっては ISO/IEC 17067 を参考としている。

(3) スキーム

特定の規則及び手順に関する開発、研修・教育、運用、審査・認証、認定等の一連の仕組みや制度のことをいう。日本 GAP 協会は JGAP のスキームに最終的に責任を有するスキームオーナーである。

(4) JGAP に関する文書

本規則 5.1 に示す JGAP に必要な文書をさす。

(5) JGAP 基準文書

JGAP に関する文書のうち、JGAP の審査・認証の基準となる文書で下記がある。

- ・ JGAP 総合規則
- ・ JGAP 農場用 管理点と適合基準
- ・ JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準
- ・ ガイドライン

(6) 農場

農畜産物の生産を実施し、生産される農畜産物の所有権を保有し、一体的な管理体制をもつ経営体である。一体的な管理体制とは、同一の資本・経営の下で生産が行われていることをさす。

農場は一元的な管理の場合とそうでない場合がある。一元的な管理とは、一人の管理者（農場の責任者）に指示命令系統が統一され、その管理者（農場の責任者）に圃場・施設における作業記録を集約・確認できる管理体制をさす。一つの農場であっても、別の管理者（農場の責任者）が管理している圃場・施設が存在する場合は、一元的な管理とはいえない。一元的な管理でない場合には、それぞれの管理の単位ごとに「JGAP 農場用 管理点と適合基準」に取り組む必要がある。また、自己点検、内部監査、外部審査についてもそれぞれの管理体制を確認できるように実施する必要がある。なお、一元でない場合には、認証書にそのことがわかるように記載する必要がある（本規則 7.4 参照）。

(7) 団体

団体の定める方針・目的の下に複数の農場が集まり、代表者及び団体事務局を有する組織をいう。

(8) 団体事務局

JGAP に関して団体の統治を確実にを行うために団体内部に設置される事務局。団体事務局を担う組織は原則として法人格が要求されるが、みなし営農組合のような権利能力なき社団（正式な法人格がない組織）であっても、代表者を定め、所在地と連絡先を明確にしていればよい。団体の代表者は、団体事務局の責任者を指名する。指名された団体事務局の責任者は、団体の統治の責任を負うため、内部監査に関する十分な知識を有していることが求められる。なお、団体の代表者は、団体事務局の責任者を兼ねることができる。

(9) 認証農場

審査を受け、JGAP 認証を取得した農場のこと。団体に所属する農場も認証農場であるが、JGAP 認証は団体を通じて与えられていることを認識する必要がある（(18) 認証農畜産物 参照）。

(10) 認証団体

審査を受け、JGAP 認証を取得した団体のこと。

(11) 農場・団体

農場及び団体を総称する場合に使用する。

(12) 農畜産物

農産物及び家畜・畜産物の総称をいう。

(13) 品目

「JGAP 標準品目名リスト」に登録されている農産物または家畜ごとの詳細な区分をいう。

(14) 商品

農場または団体から出荷先に最終的に引き渡す農産物または家畜・畜産物のこと。

(15) 食品

JGAPにおいて、食品とはすべての飲食物をいう。

(16) 認証農畜産物

下記 a) から d) の条件をすべて満たした農畜産物のこと。認証農産物、認証家畜、認証畜産物と分けて使用する場合もある。

- a) 個別認証の認証農場または認証団体から認証の有効期限内に出荷されている農畜産物
- b) JGAP 認証書に記載のある品目
- c) 農産物取扱い施設がある場合には、JGAP 認証書に記載のある農産物取扱い施設で取り扱う（農産物のみ）
- d) 畜産物取扱い施設がある場合には、JGAP 認証書に記載のある家畜・畜産物取扱い施設で取り扱う（家畜・畜産物のみ）

(17) 施設

農場管理に使用するためのすべての建物、構築物及び装置をさす。施設には、畜舎、倉庫、農産物取扱い施設、畜産物取扱い施設、家畜排せつ物管理施設のほか、電気・重油・ガス・水（排水含む）・圧縮空気等の水道光熱関連設備、作業員の飲食・喫煙・休憩場所、トイレ等がある。

(18) 倉庫

農薬・肥料及び動物用医薬品・飼料等の農業用資材、燃料、農機具等が保管されている建物等がある。

(19) 外部委託

農畜産物の生産工程に直接かかわる作業を外部の事業者へ委託すること。例えば、【農産物】においては、播種・定植・防除・施肥・剪定・更新・収穫・摘採・農産物取扱いが相当する。【家畜・畜産物】においては、鼠族害虫駆除、家畜の搬出、輸送等が相当する。なお、残留農薬検査、設備点検、基盤整備、経理業務等は、農畜産物の生産工程ではないので該当しない。また、団体認証において、団体に所属する農場間の作業支援は外部委託に該当しない。

(20) 自己点検

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」に基づく自らの農場管理手順の運用状況を農場が点検・確認すること。JGAP では年 1 回以上実施することが求められている。

(21) 内部監査

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たすように定めた「団体・農場管理マニュアル」に基づき、団体の統治管理の一環として、団体事務局及び団体に所属する農場の運用状況を内部監査員及び内部監査補佐役が点検・確認し、その結果を団体事務局の責任者及び団体の代表者に報告すること。JGAP では年 1 回以上実施することが求められている。

* 注記) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」が新たな版となり、それに対応する「団体・農場管理マニュアル」を新たに作成し、運用する場合には、前回の内部監査から 1 年経過していても、新たな「団体・農場管理マニュアル」に基づく内部監査を実施する必要がある。その場合、新旧の差分に関する部分の内部監査のみであっても差し支えない。また、審査・認証機関による審査の前に新たな「団体・農場管理マニュアル」に基づく内部監査が完了していることが求められる。

(22) 団体・農場管理マニュアル

下記の内容を含む団体を管理する上で必要不可欠な文書

- a) 団体事務局の団体統治の手順 → 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たす。
- b) 団体事務局が担当する農場管理の手順 → 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす。
- c) 農場が担当する農場管理手順で団体共通の手順 → 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす。

(23) 審査・認証

農場・団体に対して、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を基準として、審査・認証機関が JGAP の運用状況及び JGAP の運用により生産された農産物の適合性

評価（注記）を実施し、公式に実証したことを伝える第三者証明のこと。

*注記）GAP ではプロセス（農業生産工程管理）とプロセスからアウトプットされる製品（農畜産物）の両方を審査・認証の対象とする。

(24) 判定

ISO/IEC 17065の「7.5評価結果のレビュー」及び「7.6認証の決定」をいう。「7.5評価結果のレビュー」は、審査計画から審査の実施・是正処置の確認までの一連の活動がJGAP総合規則やJGAP管理点と適合基準等を満たしているかどうかについての適切性及び有効性を確認することであり、「7.6認証の決定」は評価結果のレビューに基づき、審査・認証機関としてJGAP認証の授与・一時停止・取り消しを最終的に決定することである。

(25) 認定

審査・認証機関が、JGAP 総合規則及び ISO17065 に基づき、農場・団体の JGAP 運用状況及び JGAP の運用により生産された農産物の適合性評価を行う能力があることを、JGAP 総合規則及び ISO17065 に基づき審査・認証機関が JGAP 審査・認証を行う能力があることを認定機関が公式に実証したことを伝える第三者証明のこと。

(26) 理事会

本規則では、日本 GAP 協会の理事会をいう。

(27) 技術委員会

本規則では、日本 GAP 協会の技術委員会をいう。「総合規則」、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の開発を担当する委員会。技術委員長はすべての技術委員会を統括する。詳細は「JGAP 技術委員会規程」による。

(28) 日本 GAP 協会事務局

JGAP に関する事務を担当する。事務局長は JGAP に関する事務管理を統括する。

(29) 農場・団体のルール違反

農場・団体が「JGAP 農場用 管理点と適合基準」、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づき定めたルール及び「総合規則」に違反していること。

3.2 家畜・畜産物特有の用語

(30) 家畜

乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏および肉用鶏をいう。

(31) 畜産物

JGAP では生乳及び鶏卵をいう。

(32) 生産工程

家畜の飼養工程、畜産物取扱い工程及び自給飼料生産工程の一連の作業活動をいう。

(33) 飼養工程

家畜に飼料や水等を与えて飼い養う家畜出荷までの作業活動をいう。

(34) 畜産物取扱い工程

生乳の場合には、搾乳、生乳処理・保管及び集乳者への出荷までの工程をいう。鶏卵の場合には、集卵・保管及び選別包装者への出荷までの工程をいう。

(35) 自給飼料生産工程

草地等を所有する農場が、自分の農場の家畜に与えるための飼料作物を栽培・収穫する工程及び収穫した飼料から飼料製造をする工程をいう。

(36) 畜舎

家畜の飼養管理を目的とした施設をいう。

(37) 畜産産物取扱い施設

搾乳施設、生乳処理施設、集卵所等の畜産物取扱い工程を実施する施設をいう。

(38) 家畜排せつ物管理施設

家畜糞や家畜糞と家畜尿を敷料(モミガラやワラなど水分調整をするための資材)等で吸着させたものなど固形状の家畜排せつ物の場合の管理施設(処理又は保管するためのたい肥舎)や乾燥施設、及び家畜尿やスラリー(家畜糞と家畜尿が混合した流動性の高い状態のもの)など液状の家畜排せつ物の場合の尿溜やスラリータンク、汚水処理施設等をいう。

(39) 草地等

飼料作物の作付け地をさす。

(40) 並行飼養

同一品目について、認証家畜とそうでない家畜を同一農場で同時に飼養すること。

4. JGAP における機能分担

JGAP における日本 GAP 協会、農場・団体、審査・認証機関、認定機関、研修機関の機能分担を示す。

機 能 分 担 表				
日本 GAP 協会 (スキームオーナー)	農場・団体	審査・認証機関	認定機関	研修機関
* JGAP の開発と運営(総合的な監視と改善を含む) * 農場・団体の登録番号の発行 * 認証農場・団体の登録公開 * JGAP マークの発行 * 研修ツールの開発 * 研修機関の承認 * 指導員の登録 * 審査員の登録	* JGAP の運用 * 自己点検 * 内部監査 * 審査の申込 * 是正の報告	* 審査員の教育・訓練 * 審査の申込受付 * 審査の計画・実施 * 是正の受付 * 認証及び認証継続の判定 * 認証書の発行 * 認証情報の日本 GAP 協会への報告	* 審査・認証機関の認定 * 認定書の発行 * 認定情報の日本 GAP 協会への報告	* 研修の開催 * 審査員の養成 * 内部監査員の養成 * 指導員の養成

5. JGAP に関する文書の開発と文書管理

5.1 JGAP に関する文書

JGAP の開発・運営及び審査・認証に関係する文書には下記がある。詳細は、「JGAP に関する文書一覧表」に示す。

JGAP に関する著作権は日本 GAP 協会が保有し、農産物生産と流通及び審査・認証に携わるすべての関係者が利用することができる。なお、これらの文書をもとに二次的著作物の作成を検討する場合は、日本 GAP 協会に事前に許諾を得る必要がある。

(1) 「JGAP 総合規則」

本規則のことで、JGAP 審査・認証の規則と手順を中心に、JGAP 認証に関する表示等、JGAP 全般について定められている JGAP 基準文書。

(2) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」

適切な農場管理の視点から、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉、アニマルウェルフェアなどについて管理すべきポイントとその状態について客観的な判断基準を示した JGAP 基準文書。農畜産物別に【青果物】【穀物】【茶】【家畜・畜産物】がある。なお、文中に記載されている「取組例・備考」は、農場が JGAP を運用する際に参考となる情報であり、適合基準ではない。取組例は適合基準に達するための手段の例示であり、備考は適合基準を補足する解釈や日本の場合の法令を紹介

介している。

注記「JGAP と他のスキームとの差分に関する文書」（本規則 15. 参照）及び「JGAP と同等性を認められた文書」（本規則 16 参照）は、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」と同様に審査の基準文書とすることができる。

(3) 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」

適切な団体統治の視点から、団体事務局が管理すべきポイントとその状態について客観的な判断基準を示した JGAP 基準文書。

注記「JGAP と他のスキームとの差分に関する文書」（本規則 15. 参照）及び「JGAP と同等性を認められた文書」（本規則 16. 参照）は、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」と同様に審査の基準文書とすることができる。

(4) 「ガイドライン」

上記(1)～(3)を補足する JGAP 基準文書。内容が詳細なために別文書として発行されたものや、次の正式な改定までの暫定文書として存在する文書がある。ガイドラインには(1)～(3)の JGAP 基準文書のどの番号(管理点等)を補足するのかを明確にする。ガイドラインは、日本 GAP 協会のホームページにおける「ガイドライン一覧表」で明確にする。

(5) 「技術レター」

上記の(1)～(4)を解説する情報。審査・認証機関及び農場・団体等からの問い合わせの多い事項、別途解説が必要と思われる事項等について日本 GAP 協会のホームページを通じて不定期に発信される。

(6) 「細則」、「規約」

「JGAP 総合規則」を補足する JGAP に関する詳細なルール。

(7) 「JGAP 標準品目名リスト」

認証書に記載される品目名を示した文書。

5.2 JGAP に関する文書の開発に係る責任と権限及び文書管理方法

文書	審議・起案	承認	版の識別	定期見直し頻度
JGAP 総合規則	技術委員会	理事会	版数	1年に1回
JGAP 農場用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回
JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回
ガイドライン	技術委員会	理事会	発行年月日	必要に応じ
技術レター	技術委員会	技術委員長	発行年月日	必要に応じ
細則・規約 (JGAP に関係ある文書のみ)	事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ
JGAP 標準品目名リスト	事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ

臨時の文書の見直しは、事務局長が要請し、技術委員長が認めた場合に実施することが可能である。

5.3 JGAP 基準文書の発効及び改定された場合の旧版の取扱い

- (1) 事務局長は、JGAP 基準文書が承認される際、関係者への周知・説明のための期間を考慮して、発効日を決定する。発効日とは、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の場合、審査の受付開始日をさす。その他については、適用開始日をさす。
- (2) 「JGAP 総合規則」、「細則」及び「規約」は、新たな版が発効された時点で、旧版の効力は失効する。ただし、旧版の適用期間中に受けた不適合については、是正処置期間中に新たな版が発効されたとしても旧版の要求に従った是正処置を講じること。審査・認証における新たな版の適用は、審査日を起点とする。
- (3) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」ならびにそれらの「ガイドライン」は、新たな版が発効された場合、旧版による初回審査・更新審査の申込み期限を新版の発効日から1年間とし、申込期限から90日以内に審査日を迎えなければならない。また、旧版による初回審査・更新審査を受けた場合、次回の維持審査は旧版での審査を原則とするが、新版で受けることも可能である。ただし、その場合には認証書を再発行する必要がある。

5.4 翻訳版の取り扱い

JGAP 基準文書は、日本語版を原版とする。JGAP を日本語以外の言語に翻訳する場合、日本 GAP 協会の技術委員会による承認が必要である。承認された翻訳版はそれを用いてその言語での JGAP の審査および認証を行うことができる。

5.5 改定版の通知

- (1) 総合規則および管理点と適合基準の改定はパブリックコメントを行い、広範に募集した意見を考慮する。
- (2) 改定版の公表及び発効は日本 GAP 協会のホームページを通じて公告される。日本 GAP 協会は必要に応じて審査・認証機関等の関係者への通知を行う。

6. JGAP 審査・認証の範囲

6.1 JGAP 審査・認証の概要

JGAP 認証にあたっては、下記の表にある JGAP 基準文書を使用しなければならない。

スキーム名	基準文書		
	総合規則	農場用 管理点と適合基準	団体事務局用 管理点と適合基準
JGAP	JGAP 【家畜・ 畜産物】 2017	JGAP 【家畜・畜産物】 2017	JGAP XXXX (*注記1)

*注記) 本規則制定時において【家畜・畜産物】に適用できる「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の版はない。将来的には整備して発行する予定である。

6.2 審査・認証の対象となる商品

(2) 審査・認証の対象となる商品

- 1) 農畜産物ごとに、「JGAP 標準品目名リスト」に記載のある品目に該当する商品が対象となる。
- 2) 審査・認証を希望する農場・団体は、その農場・団体が生産・販売しているすべての品目を審査対象とすることが望ましいが、品目を限定して審査・認証の対象とすることができる。なお、「JGAP 標準品目名リスト」に出荷の形態が記載されている場合には審査・認証の対象となる出荷の形態を明確にしなければならない。

例 1 ; 品目が「乳牛」で出荷の形態は「生乳」と「生体」

例 2 ; 品目が「豚」で出荷の形態は「生体」

(3) 並行飼養について

一元的な管理体制（本規則 3. (6)「農場」の定義参照）の農場での並行飼養は認めない。ただし、導入家畜を「農場用 管理点と適合基準」に定める一定期間飼養する場合を除く。

6.3 JGAP 審査・認証の対象となる工程

(1) 一般

JGAP 審査・認証の範囲となる工程は農場・団体における家畜・畜産物の生産工程のすべてとする。適用範囲は品目ごとに飼養工程、畜産物取扱い工程、自給飼料生産工程の組合せで特定するものとし、

その農場・団体に存在する工程の一部の工程のみに限定して適用範囲とすることはできない。例えば、飼養工程を除外して畜産物取扱い工程のみを対象とすることはできない。

- (2) 商品の出荷（飼養工程及び畜産物取扱い工程に含まれる）に関する適用範囲について
- 1) 出荷（積込・輸送・引渡し）に関する作業は、家畜・畜産物の買手に所有権が移行するまで、または管理責任が出荷先に移行するまでとする。
 - 2) 特に注意が必要な場合には、「JGAP 標準品目名リスト」に記載してあるためその指示に従う。
- (3) 家畜・畜産物ごとの JGAP 審査・認証の対象となる生産工程の明確化
家畜・畜産物ごとの JGAP 審査・認証の範囲となる工程は、下記の【生産工程カテゴリー】に示すとおりとする。また、生産工程カテゴリーは、認証書に明記しなければならない。

【生産工程カテゴリー】

品目	生産工程		
	1. 飼養工程	2. 畜産物取扱い工程	3. 自給飼料生産工程
1. 乳用牛	乳用牛 飼養	乳用牛 畜産物取扱い	乳用牛 自給飼料生産
2. 肉用牛	肉用牛 飼養		肉用牛 自給飼料生産
3. 豚	豚 飼養		
4. 採卵鶏	採卵鶏 飼養	採卵鶏 畜産物取扱い	
5. 肉用鶏	肉用鶏 飼養		

- (4) 外部委託している生産工程
農場・団体が、家畜・畜産物の生産工程を外部委託している場合、その工程を JGAP に適合する状態で維持することが求められる。したがって、外部委託している工程の管理状態についても審査・認証の対象となる。

7. JGAP 審査・認証の基本

7.1 JGAP の審査・認証

(1) 審査・認証の種類

JGAP には下記の審査・認証がある。

- a) 個別審査・認証：「JGAP 農場用 管理点と適合基準」への適合性を審査し、認証する。
 - b) 団体審査・認証：「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」と「JGAP 農場用 管理点と適合基準」への適合性を審査し、認証する。
- (2) 個別認証の認証農場が、その有効期限内に認証団体に加わることは可能である。この場合、個別認証は、有効期限まで有効なものとして取り扱われる。
- (3) 標準審査時間

標準的な審査時間を下記に示す。審査・認証機関は、審査時間を設定するにあたっては、審査履歴、一元的な管理体制かどうか、品目数、生産工程の複雑さ、畜舎や施設の立地、従業員数、JGAP と他のスキームによる差分を利用した文書（15 章参照）による審査（農場 HACCP 等）等を勘案する必要がある。審査・認証機関は、設定した審査時間が標準審査時間から逸脱する場合には、その理由を明確にしなければならない。

①個別審査

生産工程カテゴリー		標準審査時間
乳用牛	飼養・畜産物取扱い	7～10 時間
	飼養・畜産物取扱い・自給飼料生産	9～12 時間
肉用牛	飼養	5～8 時間
	飼養・自給飼料生産	7～10 時間
豚	飼養	5～8 時間
採卵鶏	飼養・畜産物取扱い	6～9 時間
肉用鶏	飼養	5～8 時間

②団体審査

- ・ 団体事務局 → 農場との役割分担の程度に応じて設定
- ・ 農場 → 団体事務局との役割分担の程度に応じて設定

7.2 JGAP 認証が求める基準への適合性

- (1) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」または「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「該当外」「適合」「不適合」のいずれかに決定される。「該当外」とする場合は、その判断の正当性を証明する必要がある。また、適合基準に手段まで記載されている場合、その手段でなくとも十分にリスク管理が可能な場合には代替手段をもって適合とすることができる。その場合にも、その判断の正当性をリスク評価の結果等をもって証明しなければならない。
なお、維持審査の場合には、本規則 7.3(2)に基づく維持審査を実施するにあたり、前回までの審査結果を考慮して確認する管理点を重点化することが可能である。
- (2) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の管理点には、必須項目、重要項目および努力項目の3つのレベルがある。
 - a) 必須項目：法令遵守などの面から最も重要で、欠かすことのできない管理点
 - b) 重要項目：適合することが強く求められる管理点
 - c) 努力項目：審査結果には影響しないが、より理想的な農場管理のための項目であり、積極的に取り組むことが望まれる管理点
- (3) 審査の結果、下記の適合性が確認された場合に認証が与えられる。認証を得た農場を「JGAP 認証農場」、認証を得た団体を「JGAP 認証団体」と呼称する。

<個別審査の場合>

個別認証・・・「JGAP 農場用 管理点と適合基準」
 該当する必須項目に 100%適合
 該当する重要項目に 95%以上適合

<団体審査の場合>

団体認証・・・「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」
 該当する項目に 100%適合
 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」
 該当する必須項目に 100%適合
 該当する重要項目に 95%以上適合

7.3 審査のタイミングと条件

家畜・畜産物の生産は、ある一定の時期にしか行われなない生産工程が存在する。審査が毎回同一時期に行われると、重要な生産工程でありながら審査時期から外れているため確認することできない事態が想定さ

れる。JGAP ではそのような事態を避けるため、家畜・畜産物の認証の有効期間を 2 年間とし、審査時期の幅を持たせた維持審査を用意し、特に重要な生産工程を確認できるように設計している。審査は、初回審査 → 維持審査 → 更新審査 → 維持審査 → 更新審査 … というサイクルで実施する。下記に審査のタイミングと条件を定める。

(1) 初回審査

初回審査は、JGAP 審査を初めて申し込んだ農場・団体、もしくは、以前に認証を得ていたが有効期限が切れたために再び審査を申し込む農場・団体が最初に受ける審査である。農場・団体が認証の基準を満たす運営ができていて、またはその運営体制があることを評価する審査である。この審査の認証日から 2 年間が認証の有効期限となる。なお、審査・認証機関を有効期限内に変更する場合には、更新審査の取り扱いとなる。

(2) 維持審査

a) 一般

維持審査は、初回審査または前回の更新審査から次回の更新審査までの間、認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていて、またはその運営体制があることを評価する審査である。

維持審査は、認証日より 18 か月以内の間に審査・認証機関が指定するタイミングで実施する。維持審査では、農場・団体にとって特に重要な生産工程であると審査・認証機関が判断する生産工程が、農場・団体に存在するタイミングで審査を実施することを原則とする。

b) 維持審査の省略特例

更新審査の結果、是正処置の必要がなく、認証の基準を満たす運営ができていたことが確認された場合に限り、審査・認証機関の判断でその後の維持審査を省略することができる。なお、初回審査後の維持審査については、この特別ルールは適用されず、農場・団体は必ず維持審査を受けなければならない。

(3) 更新審査

更新審査は、前回の審査から更新審査を受けるまでの間、認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていて、またはその運営体制があることを評価するとともに、これまでの有効期限内の活動を総合的に評価する審査である。この審査の終了後、有効期限が更新され、新たな認証書が発行される。有効期限は、前回の有効期限の日の翌日から起算して 2 年間となる。

更新審査は、審査で検出された不適合の是正処置に要する期間及び判定に要する期間を考慮し、原則として有効期限の 6 か月前から実施可能である。

(4) 付帯条件

a) 初回審査、維持審査または更新審査のいずれも申請してきた品目の家畜が飼養中及び畜産物が農場に存在中であることを条件とする。

b) 審査対象の畜舎や畜産物取扱い施設が複数ある場合、これまでの審査で確認していない畜舎や畜産物取扱い施設を優先して審査することを原則とする。

c) 維持審査で現場確認する特に重要な生産工程は、これまでの審査で確認していない生産工程を優先して審査することを原則とする。

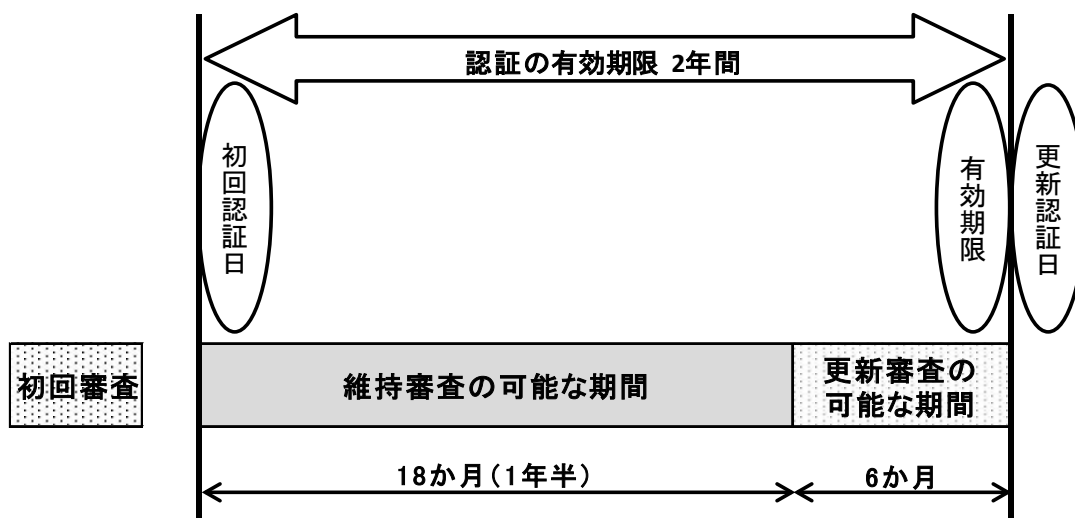
d) 維持審査で検出された不適合の是正処置の対応期間が本規則 8.3(7)に定める期間を超過した場合は、有効期限内であっても認証の一時停止または認証の取消しとなる可能性がある（本規則 9.3 参照）。

e) 本規則 7.3(3)に基づく更新審査を繰り返して実施する場合、更新認証日の月と日は固定される。更新認証日の月と日を変更したい場合には、認証農場・団体は、審査・認証機関に有効期限の短縮を申請し、更新審査を前倒して実施することで調整できる。有効期限の延長による更新認証日

の月と日の変更は認めない。

- f) 初回審査及び更新審査を旧版の「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」で受けた場合、維持審査は同じ版で受けることを基本とするが、新しい版で審査を受けることも可能である。ただし、認証書は再発行となる。

審査のタイミング



7.4 認証日、有効期限及び認証書の記載事項

認証書とは、農場・団体が審査・認証機関から JGAP の認証を与えられていることを示す文書である。

- (1) 認証日とは、審査・認証機関において認証と判定された日をいう。
初回審査の場合は初回認証日、更新審査の場合は更新認証日という。
- (2) 認証の有効期限は認証日から 2 年間とする。
- (3) 認証書の様式は審査・認証機関が定める。認証書には下記の内容が明記されていなくてはならない。
 - a) 基本情報
 - ① JGAP ロゴ
 - ② 審査・認証機関の名称、ロゴ及び責任者の名前
 - ③ 個別認証の場合
農場名及び農場の所在地（一元的な管理体制でない農場の場合には管理体制ごとの識別名称（本場・分場等）と所在地も記載）
 - ④ 団体認証の場合
団体の名称及び団体事務局の所在地ならびに団体に所属する農場名および所在地（一元的な管理体制でない農場の場合には管理体制ごとの識別名称（本場・分場等）と所在地も記載）
 - ⑤ 本規則 8.1(6)に定める登録番号。ただし、審査・認証機関は固有の識別番号を同時に記載することができる。
 - b) 認証の対象
 - ① 認証基準
 - ・「JGAP 農場用 管理点と適合基準」（家畜・畜産物）とその版数
 - ・「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」とその版数（団体の場合）
 - ② 審査基準
 - ・「JGAP 農場用 管理点と適合基準」（家畜・畜産物）とその版数
 - ・「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」とその版数（団体の場合）

* 注記) 認証基準と審査基準が同じ場合には省略可能である。下記のように認証基準と審査基準が異なる場合には審査基準を明記する。

 - ・ JGAP と他のスキームとの差分に関する文書（本規則 15. 参照）を利用した JGAP 認証

・JGAP と同等性を認められた基準文書（本規則 16. 参照）を利用した JGAP 認証

- ③ 認証する商品
品目名を記載する。品目名は「JGAP 標準品目名リスト」に記載のある品目名を使用することを原則とする。出荷の形態が特定されている場合には該当する形態を明記する。〔例：品目～乳用牛（生乳・生体）、品目～豚（生体）〕
団体認証の場合は、農場ごとに上記を明記すること。
- ④ 認証する工程
対象となる生産工程カテゴリー（本規則 6.3(3)参照）が分かるように記載すること。
- c) 認証日の区分等
 - ① 初回認証日または更新認証日
 - ② 認証の有効期限
* 注記) JGAP と他のスキームとの差分に関する文書（本規則 15. 参照）を利用した JGAP 認証において、認証日から 2 年以内に他のスキームの有効期限が存在する場合には、JGAP 認証の有効期限は、他のスキームの有効期限となる。他のスキームの有効期限が更新された場合は、JGAP 認証の有効期限は、JGAP 認証の日から 2 年間に延長される。
- ③ 認証書の記載事項に変更があった場合は改訂発行日

8. JGAP 審査・認証の流れと認証後の管理

8.1 審査申込・日程調整

JGAP 認証の取得を希望する農場・団体は審査・認証機関に審査の申込みを行う。審査・認証機関とは、認定機関が本規則に基づいて認定した機関もしくは認定審査中の機関である。それ以外の機関が行った JGAP の審査・認証を日本 GAP 協会は認めない。

農場・団体は、審査・認証機関へ審査の申込みを行う。審査申込みは、審査・認証機関が用意した審査申込書を使用する。審査の申込みには下記に留意する。なお、一元的な管理体制でない農場がある場合、下記(1)の(f)から(r)までは管理体制ごとに記載する。審査申込書に記載の同意事項に同意していない場合、農場・団体が反社会的勢力であることが判明した場合など正当な理由がある場合に限り、審査・認証機関は審査受付を拒否することができる。

(1) 申込内容

- a) 審査・認証の種類とタイプ
個別審査・団体審査
- b) 審査のタイミング
初回審査・維持審査・更新審査
- c) 審査希望時期
本規則 7.3 を考慮すること。審査・認証機関は、農場・団体に対して本規則 7.3 を十分説明する義務がある。
- d) 指導者名
- e) 認証基準及び審査基準
 - ① 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の版と農畜産物の分類（家畜・畜産物）
 - ② 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の版
* 注記 1) 認証基準と審査基準が同一である場合、審査基準は省略可能である。
* 注記 2) JGAP と他のスキームとの差分に関する文書（本規則 15. 参照）を利用した JGAP 認証を希望する場合は、審査基準に該当する文書名と版数を明記するとともに、他のスキームによる認証書の写しを添付する。

*注記3) JGAP との同等性が認められた基準文書（本規則 16. 参照）を利用した JGAP 認証を希望する場合は、審査基準に該当する文書名と版数を明記する。

- f) 審査対象品目（「JGAP 標準品目名リスト」に記載のある品目）及び出荷する形態（該当する場合）
 - g) 審査を受ける農場・団体の基本情報
農場名または団体名、経営者または代表者、所在地、農場の責任者、連絡先、団体の場合における新規農場かどうかの識別（維持審査及び更新審査の場合において前回の審査から新たに追加された新規農場かどうかの識別）、団体事務局の経営体、所在地、事務局責任者、連絡先
 - h) 農場の全体地図
農場・団体の事務所及び下記の i)~m)の施設等の配置がわかる地図
 - i) 畜舎情報
施設名、所在地、床面積、収容頭羽数
なお、団体の場合は、団体に所属する農場ごとに記載する。
 - j) 畜産物取扱い施設の基本情報（該当するもの）
施設名、所在地、取扱い品目、搾乳方式、搾乳頭数、選別方式、保管可能数量
 - k) 家畜排せつ物管理施設の基本情報
施設名、所在地、床面積、処理方法
 - l) 倉庫の基本情報
名称（識別）、所在地、主要保管物（飼料、動物用医薬品、機械、燃料等）
 - m) 草地等の基本情報（該当する場合）
名称（識別）、所在地、作付けする飼料作物名
 - n) 生産工程の基本情報
生産工程カテゴリー（6.3(3)参照）及び生産工程の概要（フロー等）
 - o) 労働者に関する基本情報
労働者の有無、人数、雇用形態（常時・臨時）、外国人労働者の有無、障害者の有無、労働者の住込住居（寮等）の有無
 - p) 審査員の農場入場時の条件に関する情報
畜舎等への審査員の入場に関して事前に伝達しておく情報（例えば、入場前のシャワー・着替えの実施、ダウンタイム、持込禁止の所持品等）、及び審査員に関して入手しておきたい情報（例えば、最近の渡航歴・他の畜産農場への訪問歴、入場用着衣や靴のサイズ等）
 - q) 外部委託先の情報
外部委託している工程、委託先の名称、住所、連絡先、第三者認証の状況（本規則 8.2(4)d) 参照）
 - r) 自己点検（個別認証の場合）、内部監査（団体認証の場合）の是正処置完了に対する確認
 - s) 団体審査の場合、団体の組織図及び団体事務局と農場との役割分担がわかる資料
- (2) 審査・認証機関は、審査申込書を精査した後に受理する。
- (3) 審査・認証機関は、農場・団体を審査・認証に関する法的に拘束力のある契約を締結する。契約内容については ISO17065 によるほか、以下を追加する。
- 1) 農場・団体が受けたすべての苦情、及び食品安全に関する重大な不適合（法令違反を含む）・商品回収・起訴、ならびにそれらに対して講じた是正処置についての記録は、速やかに審査・認証機関に報告すること。
 - 2) 上記の記録は審査・認証機関を通じて日本 GAP 協会へ速やかに報告されることに対する合意
- (4) 審査・認証機関は審査申込書の内容により審査時間（本規則 7.1(3)参照）を決定し、農場・団体と審査日程を調整する（8.2(4)d) に該当する外部委託先がある場合の調整を含む）。
- (5) 審査・認証機関は、審査に先立ち審査申込書の内容を日本 GAP 協会へ連絡する。
- (6) 初回審査の場合、日本 GAP 協会は、審査・認証機関へ当該農場・団体の登録番号を伝える。
- (7) 審査・認証機関は日本 GAP 協会に登録された審査員を選定する。（本規則 11.JGAP 審査員 参照）

8.2 審査の計画とサンプリング

- (1) 審査・認証機関は、本規則を満たす審査員を手配する。該当する農畜産物・品目についての専門性が確保できない場合には、審査員とは別に審査・認証機関が指名する当該分野に専門性を有する技術専門家を同行させることが可能である（注記）。団体審査の場合には、審査チームリーダーを選定する。審査・認証機関は、審査員と農場・団体との間に利害関係がないことを事前に確認する。

*注記) 技術専門家に関わる費用を農場・団体へ請求することはできない。また、技術専門家の活動は、審査員への助言に限定され、自ら審査することはできない。

- (2) 審査・認証機関は、審査計画を立案して農場・団体と合意する。移動手段、宿泊、昼食に関する情報も事前に農場・団体と共有する。
- (3) 農場・団体の審査は審査申込書に記載のある農場、施設及び草地等が対象となる。農場・団体の構成や管理体制が複雑で審査申込書だけでは審査計画の立案が困難な場合には、追加資料（団体農場管理マニュアル等）を要求することができる。

(4) 個別審査の場合

- a) 申込みのあった農場を審査する。一元的な管理体制でない場合には、それぞれの管理体制ごとに審査する。
- b) 農場に畜舎が複数ある場合、その農場の管理状態を確認するために適切と考えうる畜舎をサンプリングして審査し、それをもって審査結果とすることが可能である。
- c) 農場に同一の機能を有する施設・草地等が複数ある場合、その農場の管理状態を確認するために適切と考え得る施設・草地等をサンプリングして審査し、それをもって審査結果とすることが可能である。
- d) 農産物の安全に重大な影響を及ぼすと考えられる生産工程を外部委託している場合であって、外部委託先が JGAP または日本 GAP 協会が別途認める第三者認証を取得していない場合には、原則として審査員は外部委託先に出向いて審査を実施しなければならない。ただし、同じ生産工程を複数の外部委託先に委託している場合には、平方根以上（小数点切り上げ）の外部委託先を選定して審査することができる。

(5) 団体審査の場合

a) 団体事務局及び農場の審査

団体審査の場合、団体事務局と団体に所属する農場数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数の農場をサンプリングして審査する（注記 1）。

審査・認証機関は、団体の組織体制、団体事務局と農場との役割分担、生産品目、生産規模（収容頭羽数等）、前回までの審査の状況等を考慮して農場をサンプリングのうえ、原則として、最初の農場審査実施日の原則 7 日前までに団体事務局に通知する（注記 2）。

複数の審査員が審査チームを組む場合、団体事務局の審査においては、全審査員が同席することが望ましいが、同席できなかった審査員には農場審査に入る前に団体事務局の審査の状況を必ず伝達すること。なお、初回審査及び更新審査の場合は、団体事務局の審査終了の日から起算して 1 か月以内に農場の審査を終了させることを原則とする。

*注記 1) 団体事務局の審査の結果、内部監査の信頼性をはじめ、その団体の統治機能に不安がある場合には、審査・認証機関の判断で、農場を追加でサンプリングして確認することができる。追加審査の対象となる農場は、あらかじめ審査計画の中で予備農場として確保しておくことが望ましい。

*注記 2) 団体事務局、農場の審査時間及びサンプリングする農場数は、審査申込み時に事前に入手した「団体の組織図」及び「団体事務局と農場との役割分担のわかる資料」に基づき決定する。例えば、団体事務局主導型の団体であれば、団体事務局審査に時間をかけ、農場審査は 2 時間程度で済む場合もある。農場主導型であれば、農場審査に時間をかけ、サンプリングする農場数が事務局主導型の団体より多くなる場合がある。

なお、サンプリングされた農場が一元的な管理体制でない場合には、それぞれの管理体制ごとに審査するため、一元的な管理体制の農場よりも審査時間を多く確保する必要がある。

b) 施設・草地等の審査

個別審査の場合と同様である（本規則 8.2(4)(c) 参照）。

8.3 審査の実施及び是正処置の報告の受付

- (1) 審査・認証機関は、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づき審査を実施する。
- (2) 審査・認証において、対象品目以外の農畜産物や関係する資材・機械設備等の取扱いが不適切であるために対象品目の食品安全に影響を及ぼす場合または環境保全、労働安全及び人権・福祉の視点で顕著なリスクが考えられる場合には不適合となり得る。
- (3) 審査・認証機関は、審査結果を記録し、農場・団体に審査終了後に報告し、不適合については是正処置を要求する。
- (4) 団体審査の場合には、すべての審査が終了後、審査チームリーダーが団体事務局に対して報告する。なお、団体審査の場合で複数の審査員がいる場合、審査チームリーダーは終了会議の前にすべての審査員の検出した不適合を検証し、審査チームとしての報告とする。
- (5) 農場・団体事務局は、審査結果について審査員に質問することができる。オブザーバーとして参加した者は審査員の許可なく審査中に発言はできない。
- (6) 審査の結果、不適合と指摘された項目に対して、審査後に農場・団体は適切に是正を行い、是正処置報告書を提出することで、認証を取得することが可能である。ただし、下記の場合には是正内容を再度現地で確認する場合がある。
 - a) 審査員より「是正の現地確認必要」の意見があり、審査・認証機関がその必要があると判断した場合。
 - b) 審査結果で必須項目 70%以下の場合。
- (7) 是正処置報告書の提出期限は審査日から 4 週間以内とする。また、是正処置の内容について現地確認を行う場合は、審査日から起算して 8 週間以内を実施する。

8.4 認証判定

- (1) 認証の判定は、審査を実施した審査・認証機関が行う。判定はレビュー及び認証の決定からなる。レビュー及び認証の決定は同一人物によって行う場合を除き、認証の決定のためのレビューに基づく推薦を文書化する必要がある。農場・団体を審査した者を含め判定に関する独立性と公平性に抵触する者が判定を行ってはならない。また、レビュー及び認証の決定を行う者は、その独立性と公平性に影響するいかなる活動も行ってはならない。特に、レビュー及び認証の決定日の前後 3 年以内は、レビュー及び認証の決定を担当した農場・団体に対しコンサルティング（注記）または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。

*注記）コンサルティングとは、農場・団体に固有の JGAP に関する助言、指示または解決を与えることをいう。誰でも自由に入手できる一般的な情報に限られた教育訓練の講師を担当することは、コンサルティングとはみなされない。
- (2) 審査・認証機関は、認証判定の結果、認証書の発行または再是正処置・再審査を要求することができる。
- (3) 認証書の発行は認証判定を実施した審査・認証機関が行う。
- (4) 認証の判定は、是正処置完了後速やかに行う。

8.5 登録・情報公開

審査・認証機関は、JGAP 認証農場・団体の登録内容を日本 GAP 協会に報告する。日本 GAP 協会はホームページで認証農場・団体の名前及び認証農畜産物を公開する。

8.6 審査・認証にかかる費用

(1) 審査・認証費用

審査・認証にかかる費用は、審査・認証機関が料金設定を行い、審査・認証を受けた農場・団体に請求する。

(2) JGAP 認証農場・団体登録料

認証を受けた農場・団体は、審査・認証機関を通じて日本 GAP 協会に JGAP 認証農場・団体登録料を納入する。

JGAP 認証農場・団体登録料は、新規に認証書が発行される初回審査時及び認証書が更新される更新審査時及び認証後において団体内の農場が追加される場合に支払うものとする。認証の取消し、団体からの脱退等による JGAP 認証農場・団体登録料の返還は行わない。

8.7 JGAP 認証の後の管理

認証書の記載事項に変更が生じる場合、農場・団体は審査・認証機関に認証書記載事項変更の申請をしなければならない。審査・認証機関は申請内容に応じ、下記の手続きをとる。また、審査・認証機関は認証の取消し・返上、認証範囲の縮小などにより認証書の記載事項に変更が生じた場合、農場・団体に対し速やかに認証書の返却を求めなければならない。審査・認証機関は、変更された認証内容について、日本 GAP 協会へ速やかに報告しなければならない。日本 GAP 協会は、変更された認証内容について、速やかに登録・公開しなければならない。

8.7.1 認証日以降に品目を追加する場合

- (1) 農場・団体は、認証農畜産物を追加する場合は、審査・認証機関に追加品目の申請をする。
- (2) 審査・認証機関は、新たに追加された品目について認証の基準を満たす運営ができているかどうかについて、必ず現地審査を実施したうえで、追加の可否を判定する。
- (3) 判定の結果、追加が認められる場合には認証書が再発行され、認証農畜産物として取り扱うことができる。

8.7.2 認証日以降に畜舎を追加する場合

農場・団体は、認証後に追加しようとする新規畜舎を追加する場合、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」への適合を農場・団体自身が確認することによって畜舎を増やすことができる。この畜舎で生産された家畜も認証農畜産物として取り扱うことが可能である。この場合、審査・認証機関への申請等は不要である。

8.7.3 認証日以降に施設・草地等を追加する場合

農場・団体は、認証後に追加しようとする新規施設・草地等について、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」への適合を農場・団体自身が確認することによって施設・草地等を増やすことができる。この畜産物取扱い施設で取り扱う畜産物についても認証農畜産物として取り扱うことが可能である。この場合、審査・認証機関への申請等は不要である。

8.7.4 認証日の後に団体内の農場を追加する場合

- (1) 認証を得た団体が、次回の維持審査または更新審査までの期間中に団体に所属する農場を JGAP 認証農場として新たに追加したい場合には、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に従っていることを条件として、審査・認証機関に農場追加の申請をする。
- (2) 審査・認証機関は、新たに追加される農場数と従来の全農場数の合計の農場数の平方根（小数点切り上げ）から従来の全農場数の平方根（小数点切り上げ）を引いた農場数の現地審査を行う。
- (3) 判定の結果、追加が認められた場合には認証書が再発行され、JGAP 認証農場として取り扱うことができる。

8.7.5 その他認証書の記載事項に変更がある場合

- (1) 8.7.1 から 8.7.4 以外の理由により認証書の記載事項に変更が生じる場合、農場・団体は審査・認証機関に認証書記載事項変更の申請をする。
- (2) 審査・認証機関は、変更事項について農産物の安全に影響を及ぼすと考えられる場合、認証の基準を満たす運営ができていると確信するに足る手段によって確認する。確認の手段には、現地審査を伴うこともあり得る。

8.8 審査・認証機関の変更

(1) 農場・団体が変更を希望する場合

認証された農場・団体が審査・認証機関を変更する場合、更新審査の取り扱いとする。農場・団体は変更後の審査・認証機関に申請をする前に変更前の審査・認証機関に対し当該機関において認証を継続しない旨を伝えなければならない。新たに申請をする審査・認証機関に対しては、現在の審査・認証機関が交付した認証書及び不適合項目一覧を含む審査報告書類一式の写しを提出しなければならない。この場合、変更前の審査・認証機関が交付した認証書の有効期限は無効となり、新たな審査・認証機関が発行した認証書の有効期限となる。

(2) 審査・認証機関の事情により変更する場合

審査・認証機関が認定の返上、認定の縮小など、審査・認証機関の事情により農場・団体が審査・認証機関を変更する場合、取得した認証は有効期限まで継続する。維持審査を受けていない場合、新たな審査・認証機関が維持審査に該当する移行審査を行い、認証を維持することができる。この場合、変更前の審査・認証機関は日本 GAP 協会に当該農場の認証書及び不適合項目一覧を含む審査報告書類一式（次回審査への申し送り事項を含む）の写しを提出しなければならない。変更後の審査・認証機関は日本 GAP 協会から審査報告書類一式を受け取り、移行審査の資料としなければならない。なお、審査・認証機関が認定を取消された場合、当該農場・団体は日本 GAP 協会の指示に従う。

8.9 臨時審査

- (1) 審査・認証機関は、自らが認証した認証農場・団体に対する JGAP 認証に関する著しい信頼性の欠如に係る苦情や情報をもとに、当該農場・団体に対して臨時の審査を実施することができる。臨時審査は、当該の農場・団体について実地調査により実施する。
- (2) 審査・認証機関は、臨時審査の審査日について 48 時間（2 営業日）より前に通知を行ってはならない。健康上の理由等の正当な理由がある場合、農場・団体は臨時審査を拒否することができるが、この場合、審査・認証機関は速やかに別の審査日を設定しなければならない。
- (3) 臨時審査は、(1)の JGAP 認証に関する著しい信頼性の欠如に関係する JGAP 基準文書の該当部分を確認する。ただし、作業実態を確認しなければその信頼性について審査できない場合には、審査のタイミングを考慮する。また、審査報告書には臨時審査であることを明確にわかるように記録し、認定機関及び日本 GAP 協会に報告する。それ以外については、通常の審査・認証と同様である。臨時審査の費用は農場・団体が負担する。

9. 農場・団体の権利と義務及び認証取消し・返上

9.1 農場・団体の権利

- (1) 農場・団体は、審査・認証機関に対して苦情や異議を申立てることができる。農場・団体は、審査・認証機関が十分な対応をしない場合、認定機関または日本 GAP 協会に対して苦情を申立てることができる（本規則 17.「苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの見直し」参照）。
- (2) 日本 GAP 協会、認定機関及び審査・認証機関は、審査の申請者である農場・団体の生産工程の詳細、評価に関する報告書やそれに伴う文書を含むあらゆる情報を機密事項として取り扱う。農場・団体は、

事前に書面での同意がない限り、いかなる情報も第三者に対して公表されることはない。ただし、本規則 8.5 に従って、農場・団体の JGAP 認証の有無を農産物の購入者が確認する手段として、「認証農場・団体の名称」「認証農畜産物」その他付随する情報については、認証取得の後に日本 GAP 協会のホームページ上で公開される。

9.2 認証農場・団体の義務

- (1) 農場・団体は、認証書に記載された「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の該当部分への適合に関して責任を負う。
- (2) 農場・団体は、同時に複数の審査・認証機関から審査を受け、認証を得てはならない。
- (3) 農場・団体は、本規則に従って、認証書に記載のある品目や生産工程カテゴリーの変更、団体への農場の加入・脱退などのデータの変更について、審査・認証機関に連絡する責任を負う。
- (4) 農場・団体は、認証の範囲となる農畜産物の生産工程において作業を外部委託する場合、外部委託業者に JGAP の基準を遵守させなければならない。
- (5) 農場・団体は、審査・認証機関から臨時審査（本規則 8.9 参照）の申し入れがあった場合、速やかに審査及び調査を受けなければならない。
- (6) 農場・団体は、認証の取消し・返上、認証範囲の縮小などにより審査・認証機関から認証書の返却を求められた場合、速やかに対応しなければならない。
- (7) 農場・団体は、認証書の写しを他者に提供する場合、附属書を含む認証書のすべてを提供しなければならない。

9.3 認証の一時停止・取消し

農場・団体は、下記(1)から(7)までのいずれかに該当する場合は、認証が取消されることがある。取消しの判断は審査・認証機関が行う。判断には、臨時審査（本規則 8.9 参照）を伴う場合がある。審査・認証機関は、認証取消しの前に農場・団体に対して文書による警告を行うことが望ましいが、即時取消しも可能である。警告は認証取消しの 4 週間前に行われるが、警告を受けている間は認証一時停止となり、JGAP マークの使用についても許可を停止する。審査・認証機関は、認証の一時停止、一時停止解除及び認証取消しについての情報を日本 GAP 協会に連絡する。日本 GAP 協会は、これまで登録されている農場・団体の認証状態を常に最新の情報として管理する。認証を取り消された農場・団体は取り消しの日から 5 年間は新規の審査申込みをすることができない。認証取消しについて、取消し事由が悪質であり、社会的な信頼に関わる場合については、日本 GAP 協会のホームページ上で公告を行い、農場・団体に対して刑事告訴、賠償請求等の法的手段をとる場合がある。

- (1) 農場のルール違反の指摘が発生しているにもかかわらず、適切な是正処置を講じる意思がないまたは 3 か月以上放置されていることが確認された場合
- (2) 内部監査の結果、所属する農場に必須項目の不適合が発見されているにもかかわらず、団体及び農場が適切な是正処置を講じる意思がない場合、その農場を団体から除名しない場合、または 3 か月以上放置されていることが確認された場合
- (3) 原産地表示違反や JGAP マーク使用に関する違反などの不適切な販売方法等により消費者の信頼を裏切り、または、農業関連法規、食品関連法規、環境関連法規、労働法規その他法令に違反し、JGAP の認証にふさわしくないと判断された場合
- (4) 審査・認証に関する規定の料金を支払わない場合
- (5) 農場・団体が会社更生、破産、民事再生等の申立てを受け、または、自らその申立てをした場合、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、または、差押等の強制執行を受けた場合、もしくはそれに準ずる事由の発生した場合
- (6) 審査を担当した審査員との不適切な関係が原因で、審査結果が信頼できないと判断された場合
- (7) 審査・認証機関が適切に次回の審査申込みを促したにもかかわらず、農場・団体から審査の申込みまたは意思表示がなく（他の審査・認証機関へ移行した場合を除く）、本規則 7.3 に規定する審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合（注記）。

*注記) 審査・認証機関の判断により、有効期限が切れる前に臨時審査を行うことも可能である。有効期限を過ぎている場合には、認証の取消しとなる。

(8) 臨時審査 (8.9) を拒み続けている場合

10. JGAP の認証に関する表示

10.1 JGAP マークとは

JGAP マーク (JGAP 及びその文言を含むマーク) は、スキームマークとして日本 GAP 協会が有する登録商標であり、食品安全、環境保全、労働安全、人権と福祉、アニマルウェルフェア等に配慮した農場管理を行う農場・団体であること及びその農場・団体の認証農畜産物であることを表すものである。

なお、JGAP マークは消費者向け農畜産物ブランドではなく、その農畜産物を生産した農場・団体が導入している経営管理の手法を伝えるものである。

10.2 JGAP マークの種類と使用許諾範囲、表示方法

JGAP マークには、JGAP 認証農場マークと JGAP 農畜産物使用マークの 2 種類がある。

10.2.1 JGAP 認証農場マーク

(1) JGAP 認証農場マークとは

認証農場・団体であることあるいは認証農畜産物であることを表すマークで、認証農場・団体が日本 GAP 協会から許諾を受けて表示することができる。JGAP 認証農場マークは、本規則 8.1(6)で付与された登録番号を含む。



登録番号 123456789

認証農場マーク



Reg.123456789

同左 英語版

(2) 使用許諾範囲

- a) 「認証農畜産物」及びその商品の包装資材・梱包資材
- b) 認証農場・団体の名刺、看板、ホームページ、パンフレット、広告、その他の販促資材

(3) 「認証農畜産物」及びその商品の包装資材・梱包資材への JGAP 認証農場マークの表示条件、表示方法

JGAP 認証農場マークは下記の範囲に表示することを許可する。

- a) 「JGAP 認証農場マークは「認証農畜産物」及びその包装資材・梱包資材だけに表示することができる。
- b) JGAP 認証農場マークは認証農場・団体が自ら表示する。原則として、出荷後に中間流通業者や小売業者が表示することはできない。ただし、認証農場・団体の管理責任のもとにおいてのみ、小売店舗における POP 等への JGAP 認証農場マークの使用は可能である。

- c) JGAP 認証農場マークを表示するときは、認証農場・団体の名称（名前）を必ず併記し、また同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。また、表示の大きさは登録番号の視認性を確保すること。
 - d) JGAP について補足説明を文言で行う場合、日本 GAP 協会が定めた定型文言から選択して使用する。定型文言は JGAP 認証農場マークを適切に説明するものであり、日本 GAP 協会が定めたもの以外は原則として使用できない。ただし、認証農場・団体から提案があった場合には、日本 GAP 協会にて審議し、定型文言への追加を決定する。
 - e) 認定機関の認定マーク及び審査・認証機関の認証マークは表示することができない。
- (4) 認証農場・団体の名刺、看板、ホームページ、パンフレット、広告、その他の販促資材への JGAP 認証農場マークの表示条件、表示方法
- a) JGAP 認証農場マークを表示するときは、認証農場・団体の名称（名前）を必ず併記し、また同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。また、表示の大きさは登録番号の視認性を確保すること。
 - b) JGAP について補足説明を文言で行う場合、日本 GAP 協会が定めた定型文言から選択して使用する。定型文言は JGAP 認証農場マークを適切に説明するものであり、日本 GAP 協会が定めたもの以外は原則として使用できない。ただし、認証農場・団体から提案があった場合には、日本 GAP 協会にて審議し、定型文言への追加を決定する。
 - c) 認定機関の認定マーク及び審査・認証機関の認証マークを表示する場合、JGAP 認証農場マーク、認定マーク、認証マークの 3 つをセットですべて表示すること。認定マーク及び認証マークの使用方法は審査・認証機関の指導に従うこと。
- (5) JGAP 認証農場マークの使用にかかる費用
JGAP 認証農場マークの使用にかかる費用は、事業料金表に示す所定の発行手数料のみであり、使用料は使用頻度にかかわらず無料とする。

10.2.2 JGAP 農畜産物使用マーク

(1) JGAP 農畜産物使用マークとは

「認証農畜産物」を原料として使用し加工・製造した商品であることを表すマークで、その加工・製造業者（以下、「JGAP 農畜産物使用マーク使用者」という）が日本 GAP 協会から許諾を受けて表示することができる。JGAP 農畜産物使用マークは、日本 GAP 協会が発行する JGAP 農畜産物使用マーク使用者の登録番号を含む。

なお、JGAP 農畜産物使用マーク使用者とは、商品に表記されている表示内容に法律上の責任を持つ者をいう。プライベートブランド商品等で製造委託している場合、製造委託先ではなく、販売者が JGAP 農畜産物使用マークの使用について日本 GAP 協会から許諾を得る。JGAP マークの信頼性を保つため、JGAP 農畜産物使用マーク使用者は信頼に足る事業者であることが求められる。

畜産物の JGAP 農畜産物使用マークは、下記のとおりとする。



登録番号 123456
農畜産物使用マーク



Reg.123456
同左 英語版

(2)使用許諾範囲

JGAP 農畜産物使用マークは下記の範囲に表示することを許可する。

- a) 「認証農畜産物」及び「JGAP 農畜産物使用マーク」のある加工品を原材料として使用した商品の包装資材・梱包資材
- b) 「認証農畜産物」及び「JGAP 農畜産物使用マーク」のある加工品を原材料として使用した商品の販促物、ホームページ

(3) JGAP 農畜産物使用マークの表示条件、表示方法

- a) 原材料の農産物のうち、どれが「認証農畜産物」であるか明示すること。
- b) 日本 GAP 協会から許諾を受けた JGAP 農畜産物使用マーク使用者またはその製造委託先が包装した商品に限り、JGAP 農畜産物使用マークを表示できる。
- c) JGAP 農畜産物使用マークを表示する時は、日本 GAP 協会から許諾を受けた JGAP 農畜産物使用マーク使用者の名称を、商品及び販促物において必ず併記する。また、表示の大きさは登録番号の視認性を確保すること。
- d) 商品または販促物などにおいて、JGAP について補足説明を文言で行う場合、日本 GAP 協会が定めた定型文言から選択して使用する。定型文言は JGAP 農畜産物使用マークを適切に説明するものであり、日本 GAP 協会が許諾したもの以外は原則として使用できない。ただし、JGAP 農畜産物使用マーク使用者から提案があった場合には、日本 GAP 協会で審議し、定型文言への追加を決定する。
- e) 原材料を生産した認証農場・団体の名称（名前）を併記することは任意とする。併記する場合には、認証農場・団体の名称（名前）と登録番号を併記すること。

(4) JGAP 農畜産物使用マーク使用者の条件

日本 GAP 協会は、下記 a)から d)の全ての条件を満たす JGAP 農畜産物使用マーク使用者に、JGAP 農畜産物使用マークの使用を許諾する。

- a) JGAP 農畜産物使用マーク使用者は、日本 GAP 協会と JGAP 農畜産物使用マーク利用に関する契約書を交わす。
- b) JGAP 農畜産物使用マークを表示する商品の原材料としての農産物のうち、どの品目が認証農畜産物であるか、その品目には認証農畜産物以外が含まれていないことを保証して使用できる。
- c) 上記 (3) を満たしていることがわかる仕入・製造・出荷等の記録を保管しておく。日本 GAP 協会が監査を要求した際には開示して説明できる。なお、日本 GAP 協会は、JGAP 農畜産物使用マーク使用者から入手した商品の製造及び販売に関する情報について、守秘義務がある。
- d) JGAP 農畜産物使用マークの使用状況に関する報告書を日本 GAP 協会に年 1 回提出する。

(5)JGAP 農畜産物使用マークの使用にかかる費用

JGAP 農畜産物使用マークの使用には、事業料金表に示す所定の発行手数料及び使用料を支払う。

10.3 JGAP マークの使用者の権利と義務

JGAP マークの使用を希望する認証農場・団体及び JGAP 農畜産物使用マーク使用者は、本規則および別途定める「JGAP マーク使用の細則」に基づく所定の手続きを行うことにより、日本 GAP 協会から JGAP マーク使用許諾を得て、JGAP マークの通常使用権を得ることができる。通常使用権を得た認証農場・団体及び JGAP 農畜産物使用マーク使用者は、本規則に基づき JGAP マークを使用することができる。その使用者は本規則を優先したうえで、「商標法」「不正競争防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」その他関係法令を遵守しなければならない。使用者は JGAP マークが他人に悪用、盗用されないよう最善の注意を払わねばならない。JGAP マークの不正使用が発覚した場合、日本 GAP 協会はその者に対して差し止め請求・損害賠償請求等の民事上及び刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。また、下記(1)から

(5)のいずれかに該当する者に対しては、JGAP マークの使用を認めない。

- (1) JGAP の認証を持たない、または認証の有効期限が切れた農場・団体、または日本 GAP 協会から使用許諾を得ていない JGAP 農畜産物使用マーク使用者
- (2) 日本 GAP 協会が実施した JGAP マークの適正使用に関する監視で不正行為が発覚した認証農場・団体及び JGAP 農畜産物使用マーク使用者
- (3) JGAP 農畜産物使用マーク使用者について、本規則 9.3 に定める認証等の一時停止または取消しが発覚した場合
- (4) 過去 5 年以内に JGAP マークの使用許諾が取り消されたことがある者
- (5) 過去の法令違反等により日本 GAP 協会が使用者として相応しくないと判断した者

10.4 JGAP マークの詳細な使用方法

JGAP マークは日本 GAP 協会が提供した状態で使用することとし、文言や形の変更は認めない。ただし、大きさの変更は認める。その他の詳細な使用方法については「JGAP マーク使用の細則」に従う。

10.5 使用許諾の流れ

- (1) JGAP マークの使用を希望する認証農場・団体及び JGAP 農畜産物使用マーク使用者は、「JGAP マーク使用の細則」が定める「JGAP マーク使用許諾申請書」及び必要な添付書類を日本 GAP 協会に提出する。JGAP 農畜産物使用マークの使用については、JGAP 農畜産物使用マークの利用に関する契約を締結する。
- (2) 日本 GAP 協会から認証農場・団体および JGAP 農畜産物使用マーク使用者に使用許諾および JGAP マークのデジタルデータが届く。
- (3) 請求書に記載された振込期日までに所定の費用を支払う。

10.6 JGAP マークを表示した商品デザインの報告義務

- (1) JGAP マークを表示した商品デザインを開発した認証農場・団体及び JGAP 農畜産物使用マーク使用者は、開発した商品デザインを年 1 回日本 GAP 協会に報告しなければならない。報告の方法等の詳細は「JGAP マーク使用の細則」による。
- (2) 日本 GAP 協会は、報告された商品デザインの使用方法が適切でない場合には、当該組織に改善を要求する。
- (3) 商品デザインの報告を怠り、または要求された改善に応じない場合、JGAP マークの使用を取り消される場合がある。

10.7 JGAP マークを使用しない JGAP の認証に関する表示

- (1) 認証農場・団体
 - a) 認証農場・団体は、「認証農畜産物」の包装資材・梱包資材で JGAP マークを使用しない形で JGAP の認証に関する表示をしてはならない。ただし、業者間取引の識別管理についてはこの限りではない。
 - b) 認証農場・団体は、自らの「認証農畜産物」を原材料として使用した商品の包装資材・梱包資材及び名刺、看板、ホームページ、パンフレット、広告、その他の販促資材に JGAP マークを使用しない形で JGAP の認証に関する表示をすることが可能であるが、その認証範囲について正しく伝えなければならない。(注記)

不正な表現が発覚した場合は、日本 GAP 協会は JGAP 認証農場に対して、本規則 10.3 に準じた措置を取ることがある。

*注記) 認証農場が認証農畜産物を使用した加工品を作った場合、原料のどの農産物が認証農畜産物であるかわかるように伝えること。

- (2) 認証農場・団体以外の「JGAP 認証農畜産物」の使用者
認証農場・団体以外の「JGAP 認証農畜産物」の使用者は、JGAP 認証農場の農産物使用マークを使用しない形で、「JGAP」の文言を使用する場合、「商標法」をはじめ「不正競争防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」その他関係法令を遵守して使用すること。「JGAP」の文言の不正使用が発覚した場合、日本 GAP 協会はその者に対して差し止め請求・損害賠償請求等の民事上及び刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。表示方法については、「JGAP マーク使用の細則」に従う。

1 1. JGAP 審査員

11.1 審査員の種類

JGAP 審査を実施できる審査員には下記の種類がある（注記）。

*注記）審査員は、本規則 15「JGAP と他のスキームとの差分に関する文書を利用した JGAP 認証」の規定に基づく「JGAP と農場 HACCP 認証基準との差分に関する文書」を審査基準とする審査活動に限定することも可能である。この場合には【農場 HACCP との差分審査に限定】する旨の識別をして管理する。

(1) 上級審査員

個別審査及び団体審査における団体事務局の審査と農場の審査を担当することができる

(2) 審査員

個別審査及び団体審査における農場の審査を担当することができる。また、上級審査員または日本 GAP 協会が上級審査員と同等と認めた者の立会いの下で、団体審査における団体事務局の審査を担当することができる。

(3) 審査員補

審査員または上級審査員の立会いのもとで、個別審査及び団体審査における農場の審査を担当することができる。

11.2 審査員補の登録要件

審査員補は、下記(1)から(3)までの要件のすべてを満たしていることを審査・認証機関が確認し、日本 GAP 協会に家畜・畜産物分野の審査員補として申請のうえ登録する（注記）。

*注記）農産物分野で登録されている審査員は、【農場 HACCP との差分審査に限定】の審査員補とみなす。この場合において、審査員補は、農場 HACCP 審査員の立会いをもって審査員又は上級審査員の立会いとみなす。

- (1) 獣医師、もしくは相応の力量があると審査・認証機関が判断する学歴及び実務経験（例えば畜産関連の行政機関・業界団体・JA・企業等での指導的活動）のある者
- (2) 日本 GAP 協会承認 JGAP 指導員基礎研修（家畜・畜産物用）の合格者
- (3) 日本 GAP 協会承認 JGAP 審査員研修（家畜・畜産物用）の合格者

11.3 審査員の登録要件

審査員は、審査員補の登録要件に加え、下記(1)から(3)までの要件をすべて満たしていることを審査・認証機関が確認し、日本 GAP 協会に登録する。

- (1) 日本 GAP 協会承認 JGAP 内部監査員研修の合格者（団体認証の仕組みが整備されてからで可）
- (2) CODEX 委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理と HACCP の教育・訓練コース（最低 2 日間）の修了者〔「農場 HACCP 審査員養成研修」（3 日間）修了・合格者を含む〕
- (3) 審査員または上級審査員の立会いにより相応の力量が確認された個別審査または団体審査における農場の審査件数が 3 件以上の実施記録を有する者

11.4 上級審査員の登録要件

上級審査員は、上記 11.3 の審査員の登録要件に加え、下記(1)および(2)の要件を満たしていることを審査・

認証機関が確認し、日本 GAP 協会に登録する。

- (1) 下記いずれかの研修コースの合格者
 - a) IRCA/JRCA/RAB 承認のマネジメントシステム審査員研修コース
 - b) 日本 GAP 協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コース
- (2) JGAP 審査の経験者
農場の審査件数が 15 件以上であって上級審査員または日本 GAP 協会が上級審査員と同等と認めた者の立会いにより相応の力量が確認された団体事務局の審査件数が 2 件以上の実施記録を有する者

11.5 上級審査員、審査員の登録の継続

上級審査員、審査員の登録を継続するためには、年に 1 回、下記(1)から(3)までの要件のすべてを確認できる登録継続の申請書を日本 GAP 協会に提出する。

- (1) 審査・認証機関が開催する JGAP 審査員向け研修に年 1 回以上の参加していること。
- (2) 農場の審査件数が年 3 件以上であること。上級審査員は、これに加えて団体事務局の審査件数が 2 件以上であること。
- (3) 日本 GAP 協会が指定する研修を受講していること。

上記を満たせなかった場合、審査員はその処遇について日本 GAP 協会の指導に従う。

11.6 審査員補の登録の継続

審査員補の登録を継続するためには、年に 1 回、日本 GAP 協会が指定する研修の受講を確認できる登録継続の申請書を日本 GAP 協会に提出する。

上記の申請がない場合、審査員補はその処遇について日本 GAP 協会の指導に従う。

11.7 上級審査員、審査員及び審査員補の登録にかかる費用

- (1) 上級審査員、審査員及び審査員補は、登録及び登録の継続に当たり、年 1 回、登録費を日本 GAP 協会に納入しなければならない。
- (2) 日本 GAP 協会は、登録された上級審査員、審査員及び審査員補に対して、JGAP に関する情報を継続的に提供する。

11.8 審査員の独立性と公平性及び守秘義務

- (1) 審査員は、その独立性と公平性に影響するいかなる活動も行ってはならない。特に、審査日から前後 3 年以内は、審査を担当した農場・団体に対しコンサルティング（注記）または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。

*注記）コンサルティングとは、農場・団体に固有の JGAP に関する助言、指示または解決を与えることをいう。誰でも自由に入手できる一般的な情報に限られた教育訓練の講師を担当することはコンサルティングとはみなされない。

- (2) 上級審査員、審査員及び審査員補は、審査に関する情報と記録に関する機密を守るため、審査・認証機関の定める手順を厳密に遵守しなければならない。

11.9 登録の取消し

下記のいずれかに該当する場合、上級審査員、審査員及び審査員補の登録が取り消されることがある。取消しの判断は日本 GAP 協会が行うな関係が原因で、審査結果が信用できないと日本 GAP 協会が判断した場合。あるいは、不適切な関係が発覚した場合

- (1) JGAP 及び日本 GAP 協会の信用を傷つけたとき
- (2) 本規則 11.7 に定める登録費を納入しない場合

11.10 審査員登録簿の管理と報告

審査・認証機関は、審査員に関する最新の登録簿を整備し、認定機関及び日本 GAP 協会の要請に応じて速や

かに提出できるようにしておく必要がある。登録簿は日本 GAP 協会の指定の様式とし、審査員の種類、審査活動の範囲、学歴、業務経験等を含む。

11.11 その他

その他の JGAP 審査員に関する規則は「JGAP 審査員規約」に定める。

12. JGAP 内部監査員及び JGAP 指導員

12.1 JGAP 内部監査員（団体認証のみ）

12.1.1 JGAP 内部監査員の種類

(1) JGAP 内部監査員

団体事務局と農場の内部監査を担当することができる。

(2) 内部監査補佐役

内部監査員の管理下で、農場の内部監査を担当することができる。管理下とは、内部監査補佐役の実施する内部監査に最終的に責任を有することであり、内部監査員による教育・訓練の記録及び内部監査補佐役の実施した監査報告書を内部監査員が検証した記録を示せるようにする必要がある。

12.1.2 JGAP 内部監査員の要件

(1) 内部監査員は、下記 a) から f) の要件のすべてを満たさなければならない。内部監査員は、下記の要件を満たすことを証明する記録を示せるようにする必要がある。

- a) 食品安全衛生を含む GAP に関する最新知識を保有していること
- b) ハザード分析に基づくリスク評価に関する知識を保有していること
- c) 家畜衛生、動物用医薬品、飼料、農薬、肥料、労働安全、アニマルウェルフェア及び環境保全に関する基本的な知識を保有していること
- d) 人権・福祉及び労務管理に関する基本的な知識を保有していること
- e) マネジメントシステム（団体統治）に関する知識を保有していること
- f) 監査に関する知識を保有していること及び監査能力を保有していること

* 注記 1) a) ~ d) については内部監査を実施する団体が適用する版の「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の理解を含む。

* 注記 2) e)、f) については内部監査を実施する団体が適用する版の「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む。

上記 a) ~ f) の要件を満たしていることを証明する方法として下記を推奨する。

a) ~ d) : 日本 gap 協会承認 jgap 指導員基礎研修（家畜・畜産物用）の合格者及び jgap 指導員の資格を維持している者

e)、f) : 日本 GAP 協会承認 JGAP 内部監査員研修（GAP の産地リーダー養成研修）の合格者

内部監査員の要件を満たしていることを日本 GAP 協会が承認している研修は、上記の研修のみであるため、上記以外の研修等が a) ~ f) の要件を満たしているかどうかについては、団体事務局の審査の中で審査員が研修内容等の詳細（カリキュラム、時間、講師、テキスト等）を確認する必要がある。

(2) 内部監査員の要件として下記のいずれかを推奨する。

- ・ 獣医師
- ・ 家畜衛生保健所の職員
- ・ 畜産関係団体の職員
- ・ 農業普及指導員

- ・技術士（農業分野）
- ・日本農業技術検定（全国農業会議所）2級以上の者
- ・技術士補（農業分野）で農業実習の経験がある者
- ・農業大学校または農業系の学校出身者で畜産実習の経験がある者
- ・農業の実践経験が3年以上の者
- ・営農指導員の経験が3年以上の者
- ・JGAP 認証農場の指導経験が3農場以上ある者
- ・JGAP 認証団体の指導経験がある者
- ・JGAP 認証団体の団体事務局員の経験がある者

12.1.3 JGAP 内部監査補佐役の要件

内部監査員と同等の力量を要求するが、不足分は内部監査員が補足する。

12.2 JGAP 指導員

12.2.1 JGAP 指導員の種類

(1) JGAP 指導員

農場が「適切で効率的な農場管理」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行うことができる者

(2) JGAP 上級指導員

農場及び団体が「適切で効率的な農場管理と団体統治」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務及び団体統治業務の助言・支援を行うことができる者

JGAP 指導員及び JGAP 上級指導員は、その農場・団体が適用しようとする版の「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を理解し指導しなければならない。

12.2.2 JGAP 指導員の登録要件

日本 GAP 協会は、以下の要件を満たした者を家畜・畜産物分野の指導員として登録する。

(1) JGAP 指導員

日本 GAP 協会承認 JGAP 指導員基礎研修（家畜・畜産物用）の合格者及び JGAP 指導員の資格を維持している者

(2) JGAP 上級指導員

JGAP 上級指導員は、JGAP 指導員の登録要件に下記の a) または b) が追加される。

a) 下記の①及び②の要件をすべて満たす者

- ① 日本GAP協会承認 内部監査員研修（GAPの産地リーダー養成研修）の合格者
- ② JGAP認証取得を10件（農場）以上支援した者

b) 下記の①から③の要件をすべて満たす者

- ① 日本GAP協会承認 JGAP審査員研修の合格者
- ② 日本GAP協会承認 JGAP団体認証講座の合格者
- ③ JGAP認証取得を10件（農場）以上支援した者

12.2.3 JGAP 指導員の登録の継続

JGAP 指導員及び JGAP 上級指導員の有効期限は2年間である。更新をするためには、有効期限までに日本 GAP 協会の指定する研修を受講し、最新の JGAP に関する知識を習得する必要がある。

12.2.4 その他

その他の JGAP 指導員に関する規則は「JGAP 指導員規約」に定める。

13. 認定機関及び審査・認証機関

13.1 認定機関の要件と認定業務

- (1) 日本 GAP 協会は、IAF 会員かつ MLA 署名の機関を認定機関（注記）として指定し、認定業務に関する契約を締結する。認定機関との連絡は事務局長が責任者となる。
- (2) 認定業務は ISO17011 及び日本 GAP 協会と締結した認定業務に関する契約に基づき実施する。
- (3) 認定機関は、認定業務に関する実施要領を定め、審査・認証機関に周知してから認定業務を実施し、認定した審査・認証機関には認定書を発行する。
- (4) 認定機関は、認定に関する最新情報を日本 GAP 協会に報告する。

*注記4) 認定範囲が【家畜・畜産物】の場合には、日本 GAP 協会が指定した機関も含む。

13.2 審査・認証機関の認定要件

- (1) 審査・認証機関は、JGAP の認証業務を実施するにあたっては、日本 GAP 協会にその意向を打診する。日本 GAP 協会はスキームに関する説明を実施後、審査・認証機関に対して初期レビューを実施し、JGAP の審査・認証機関としての基礎的な適格性を判断する。
- (2) 審査・認証機関は、審査・認証業務に関して認定機関及び日本 GAP 協会と契約を締結する。
- (3) 認定機関は審査・認証機関を非差別的に受け付け、下記 a) から f) の要件のすべてを満たす機関を審査・認証機関として認定する。認定に関する詳細な内容は、認定機関の定める認定に関する実施要領に従う。
 - a) ISO/IEC 17065 及び JGAP 総合規則に準拠した JGAP 審査・認証システムを保有していること。
 - b) 上記について、本規則 13.1 に定める日本 GAP 協会と契約を締結した認定機関の審査を受け、認定を得ること。
 - c) 公平性・独立性が十分であること。
 - d) 審査・認証費用が妥当であり、財務が健全であること。
 - e) 認証判定を行う力量を有する者（注記）を 1 名以上有していること。
*注記）認証判定を行う力量を有する者とは、上級審査員の力量を有する者をいう。
 - f) 審査員の力量を有する技術責任者を 1 名有していること。技術責任者は JGAP の新版を審査・認証機関の要員への教育・訓練、日本 GAP 協会との技術的な窓口、審査員の手配の責任を持つ。
- (4) 審査・認証機関は、認定機関への申請日から 1 年以内に認定を取得するよう努める。1 年以内に認定が付与されない場合は、日本 GAP 協会と審査・認証機関との間で契約の解除について検討する。ただし、遅延の原因が認定プログラムの中止等認定機関にある場合は、日本 GAP 協会が確認する。

13.3 審査・認証機関の権利と義務及び認定取消し

13.3.1 審査・認証機関の権利

審査・認証機関は、JGAP の認証の取得を希望する農場・団体に対し、本規則に従って審査を実施し、JGAP の認証を付与することができる。

審査・認証機関は、JGAP 認証に追加要求を課した他の審査・認証を行うことができる。その場合、JGAP 認証を発行した上で実施し、他の認証が JGAP を活用していることがわかるようにする。また、JGAP の有効期限や審査のタイミングが他の認証の影響で問題がないように配慮する。

13.3.2 審査・認証機関の義務

- (1) 審査・認証機関は、認証を付与した農場・団体の登録内容を日本 GAP 協会に報告しなければならない。登録内容に変更があった場合には、その内容を日本 GAP 協会に報告しなければならない。
- (2) 審査・認証機関は、別途規定する審査・認証機関登録料を日本 GAP 協会に納入しなければならない。
- (3) 認定された審査業務に関する農場・団体、その他関係者からのすべての異議申立て、苦情及び紛争の記録とその対応内容を記録し、日本 GAP 協会の求めに応じて報告しなければならない。

- (4) 認定機関及び日本 GAP 協会の要求する研修会や会議に参加しなければならない。
- (5) 審査・認証機関は認定範囲を公表し、認定範囲外のサービスと明確に区別できなければならない。審査・認証機関が提供する JGAP に関するサービスに関し不明瞭な点がある場合、日本 GAP 協会は当該審査・認証機関と協力し、これを解決する。
- (6) 審査・認証機関は年 1 回以上 JGAP 審査員向け研修を開催する。また、契約している JGAP 審査員及び認証判定要員をはじめ、認証業務に係わる要員の力量マネジメントの仕組みを有し、要員の力量向上・目揃えに務めなければならない。

13.3.3 認定の取消し・返上

認定要件を満たさない場合、本規則に定めた義務を怠った場合及びその他認定機関が不相当と判断する場合には、認定が取り消される。原則として認定取消しの前に、認定機関は審査・認証機関に対して文書による警告を行うものとするが、即時取消しも可能である。

14. JGAP の研修及び JGAP 研修機関の承認

14.1 JGAP の研修メニュー

日本 GAP 協会は下記の JGAP に関する研修を開発し、開発した資料の所有権を有する。

- (1) 指導員基礎研修
- (2) 内部監査員研修（GAP の産地リーダー養成研修）
- (3) 指導員現地研修
- (4) 審査員研修
- (5) 特別研修

14.2 JGAP 研修機関の承認

日本 GAP 協会は本規則 14.1 に示す JGAP の研修を開催できる機関(JGAP 研修機関と呼ぶ)を承認する。承認は本規則 14.1 に示す(1)～(5)の研修メニューごとに実施するとともに、その承認範囲を明確にする。

14.3 JGAP 研修機関の権利と義務及び承認取消し

14.3.1 JGAP 研修機関の権利

JGAP 研修機関は、本規則 11 に定める JGAP 審査員、及び本規則 12 に定める JGAP 内部監査員、JGAP 指導員に関して、研修の修了や合格を証明する書面を受講者に交付することができる。

14.3.2 JGAP 研修機関の義務

- (1) JGAP 研修機関は、日本 GAP 協会の実施する承認審査を受けなければならない。そのほか、承認に影響を与える事情が発生したと日本 GAP 協会が判断する場合には、JGAP 研修機関に対して臨時の審査を実施することもある。
- (2) JGAP 研修機関は、別途規定する承認登録料を日本 GAP 協会に納入しなければならない。
- (3) JGAP 研修機関は、承認された研修業務に関する受講生、その他関係者からのすべての異議申立て、苦情及び紛争の記録とその対応内容を記録し、日本 GAP 協会の求めに応じて報告しなければならない。
- (4) JGAP 研修機関は、日本 GAP 協会の要求する研修会や会議に積極的に参加しなければならない。

14.3.3 承認の取消し

JGAP 研修機関が上記の義務を怠った場合、その他日本 GAP 協会が不相当と判断する場合には、JGAP 研修機関としての承認が取り消される。この場合、原則として承認取消しの前に、日本 GAP 協会は JGAP 研

修機関に対して文書による警告を行うものとするが、即時取消しも可能である。

15. JGAP と他のスキームとの差分に関する文書を利用した JGAP 認証

15.1 一般

他のスキームの認証を有する農場・団体、または、他のスキーム と JGAP の審査・認証を同時に行いたい農場・団体は、「JGAP と他のスキームとの差分に関する文書」（農場用、団体事務局用）を利用して、他のスキームと JGAP の重複する部分の審査を省略して効率的に JGAP 審査・認証を行うことが可能である。

15.2 条件

- (1) 他のスキームの審査・認証機関と JGAP の審査・認証機関は同一である必要はないが、IAF の会員かつ MLA の署名のある認定機関（注記）に認定された審査・認証機関もしくは認定審査中の審査・認証機関でなければならない。
*注記）認定範囲が【家畜・畜産物】の場合には、日本 GAP 協会が指定した機関も含む。
- (2) 他のスキームと JGAP の重複する部分については、他のスキーム基準を使用して審査し、JGAP へのみ要求がある部分を日本 GAP 協会が承認した「JGAP と他のスキームとの差分に関する文書」（農場用、団体事務局用）を使用して追加審査するものとする。
- (3) 発行される JGAP 認証書には、使用した審査基準として他のスキームで使用した基準と「JGAP と他のスキームとの差分に関する文書」（農場用、団体事務局用）を版とともに明記する。(7.4 (3) c) ③ 参照)
- (4) また、有効期限については、他のスキームの有効期限が切れた場合には JGAP 認証は効力を失うことになるため、認証日から 2 年以内に他のスキームの有効期限が存在する場合には、他のスキームの有効期限が JGAP 認証の有効期限となる (7.4 (3) b) ① 参照)。なお、他のスキームの有効期限が更新された場合、JGAP 認証の有効期限は JGAP の認証日から 2 年間となる。その場合、農場・団体は更新された他のスキームの認証書の写しを審査・認証機関に提出し、有効期限が修正された JGAP 認証書の再交付を要求することができる。
- (5) その他については、JGAP の総合規則に則った審査・認証とする。

16. JGAP と他の GAP との同等性認証

16.1 「JGAP との同等性が認められた基準文書」として承認されるまでの流れ

- (1) JGAP との同等性の承認を希望する他の GAP の著作権者は、別途定める「JGAP と他の GAP との同等性認証に関する細則」に従って、日本 GAP 協会に同等性審査を申請する。
- (2) 日本 GAP 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の比較表を書類審査する。
- (3) 日本 GAP 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の比較表についてパブリックコメントを募集し審査
- (4) 日本 GAP 協会技術委員会の管理の下で、他の GAP を使用し、日本 GAP 協会が指定する JGAP 審査員による試行現地審査 (Witness Assessment) を実施する。
- (5) 日本 GAP 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の同等性を判定する。
- (6) 日本 GAP 協会技術委員長が日本 GAP 協会理事会へ推薦する。
- (7) 日本 GAP 協会理事会が、JGAP と他の GAP の同等性を承認し、他の GAP の著作権者に「JGAP との同等性が認められた基準文書」としての証明書を交付する。

16.2 「JGAP との同等性が認められた基準文書」を使用した JGAP 審査・認証の実施

他の GAP を使用して管理を行う農場・団体は、下記の規則に従って他の GAP を使用した審査を実施した

場合には、JGAP 認証書の交付を受けることができる。

(1) 審査・認証機関

審査・認証業務のすべては、本規則 13 に従って認定機関が認定した審査・認証機関と、本規則 11 に従って、日本 GAP 協会に登録された JGAP 審査員によって行われなければならない。

(2) 審査に使用される基準文書

審査・認証は、「JGAP との同等性が認められた基準文書」と、本規則に定められた審査と認証に関する規則を使用して行われる。

なお、団体の場合であって、他の GAP が「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」との同等性を承認されていない場合には、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を団体統治の審査基準として使用する。

(3) その他

その他の詳細な手順については、日本 GAP 協会が定める「JGAP と他の GAP との同等性認証に関する細則」に基づき運営する。

17. 苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの見直し

17.1 審査・認証機関の苦情対応

審査・認証機関は、農場・団体からの審査・認証に関するあらゆる苦情や異議申立てに対して、審査・認証機関が定める苦情・異議申立て対応手順に従って処理し、苦情・異議申立てを行った者に対して、その対応を通知しなければならない。

17.2 認定機関の苦情対応

認定機関は、農場・団体及び審査・認証機関からの認定に関するあらゆる苦情や異議申立てに対して、認定機関が定める苦情・異議申立て対応手順に従って処理し、苦情・異議申立てを行った者に対して、その対応を通知しなければならない。

17.3 日本 GAP 協会の苦情対応

日本 GAP 協会は、すべての利害関係者からの、下記に関する苦情を受け付け、適切に対応する。

- (1) 認定機関に関すること
- (2) 審査・認証機関及び審査員に関すること
- (3) 研修機関及び研修講師に関すること
- (4) 指導員に関すること
- (5) 認証農場・団体に関すること
- (6) 日本 GAP 協会及び JGAP スキームに関すること

17.4 インテグリティプログラム

- (1) 日本 GAP 協会は、JGAP が「JGAP 理念」に照らして効果的かつ効率的に運営され、買手側の信頼に応え、かつ、農場・団体の有効な経営改善ツールとして寄与しているかについて、スキーム全体を監視し評価し、継続的に改善する必要がある。
- (2) 日本 GAP 協会は、認定機関から認定機関の裁量で取り締まれない悪質な審査・認証機関についての報告があった場合、直接当該の審査・認証機関へ状況を確認し（訪問を含む）、場合によっては認定機関と認定の一時停止または取り消しについて協議する。
- (3) 日本 GAP 協会は、審査・認証機関から審査・認証機関の裁量で取り締まれない悪質な農場・団体についての報告があった場合、直接当該の農場・団体へ状況を確認し（訪問を含む）、場合によっては審査・認証機関と認証の一時停止または取り消しについて協議する。

*注記) 上記の事例として、頻繁に審査・認証機関を変更し、維持審査を受けようとしなない場合等がある。

- (4) 日本 GAP 協会は、審査・認証機関からの報告で農場・団体に発生した苦情、及び食品安全に関する重大な不適合（法令違反を含む）・商品回収・起訴ならびにそれらに対してとった処置についての記録により、JGAP の信頼性確保の上で十分でないと判断した場合には、必要な処置を審査・認証機関を通じて、または直接、農場・団体に指示する。
- (5) 日本 GAP 協会は、認定機関、審査・認証機関、審査員、指導員、農場・団体及び農畜産物買手組織（消費者を含む）に対して、JGAP の信頼性に関する意見集約・調査を実施する。意見集約・調査は、審査・認証機関の臨時審査（8.9）の報告内容の確認をはじめ、シンポジウム・審査員大会・指導員大会の開催、アンケートや抜き打ち訪問等を含むあらゆる手段で実施する。調査の結果はリスクベースの評価を実施した上で下記の活動に活用する。
 - 1) JGAP 基準文書の改定を含むスキームの見直し
 - 2) 認定機関、審査・認証機関、審査員、指導員、農場・団体への指導
 - 3) JGAP 研修内容への反映
- (6) 日本 GAP 協会は、上記(5)の評価及び社会情勢の変化により JGAP の信頼性を損ねる懸念材料や傾向が考えられる場合には、自ら該当する利害関係者（認定機関、審査・認証機関、認証農場・団体を含む）に対して確認し、必要な対策を講じる。

17.5 免責事項

日本 GAP 協会、認定機関及び審査・認証機関は、認証農場・団体が販売する農畜産物について、法的な責任を負わない。

改定履歴

承認日 (制定日・改訂日)	発効日 (審査・認証開始日)	版数	改定概要等
2017.XX.XX	2017.XX.XX	第1版	※新規制定